

# 带状疱疹予防ワクチン接種しました！ ～補助制度を活用した 予防接種体験記～

## 会派提言実現、補助制度がスタート！

かねてより提案していた带状疱疹予防ワクチン接種への補助制度が、今年度から開始されました。この制度を活用し、ワクチン接種を受けることにしました。

### ワクチンの種類と選択の理由

带状疱疹予防ワクチンには「生ワクチン」と「不活化ワクチン」の2種類があります。

- 生ワクチン（1回接種・皮下注射）：発症予防効果 66.5%
- 不活化ワクチン（2回接種・筋肉注射）：発症予防効果 70歳以上で97.9%

私はより高い予防効果を期待し、不活化ワクチンを選択しました。接種回数は2回（2か月間隔）で、費用は21,000円 × 2回 = 42,000円でした。

### 接種と補助金申請の流れ

#### 1回目接種（令和6年10月26日）

養父市内のかかりつけ医で1回目を接種しました。

市内と市外では支払い方法が異なり、市外で接種する場合は、一旦全額を立て替え、2回目接種後に補助金の申請を行う必要があります。

#### 2回目接種（令和7年1月11日）と補助金受取り

2回目接種後、「助成金償還払い申請書」を朝来市保健センターに提出し、2月14日に20,000円（1万円×2回分の定額補助）が指定口座に振り込まれました。補助金申請の手続きは必要ですが、大きな問題もなくスムーズに進められました。

### 接種後の体調と感想

接種後の副反応は特になく、コロナワクチン接種時とほぼ同じ感覚でした。知人の中には带状疱疹に苦しんだ方が何人かおられ、「これで発症や重症化が予防できる」と思うと、大きな安心感を得られました。

\* \* \*

これからも市民の健康を守るための施策に取り組んでいきます。ぜひ、補助制度を活用して、皆さんも予防接種を検討してみてください！（森下恒夫）

※国は来年度から「定期接種」を始める方針

## 市民の皆様へ/請願権の行使と議員の発言、議会の対応に関する特集

朝来市議会に提出された「請願第3号」をめぐり、関綾乃議員の行動と発言が問題視されています。本記事では、何が起こったのか、どのような問題が指摘されているのかを整理し、市民の皆様の問題への理解を深めていただく機会にしたいと考えます。

### 請願第3号とは？

令和6年6月17日、「吉田俊平議員の即時議員辞

職勧告を求める請願」（請願第3号）が朝来市議会に提出されました。この請願は、吉田議員の議会における発言が、非正規職員に対する差別的なものであると市民が判断し、その責任を問うべきとの趣旨で提出されたものです。この請願には、市民46名が賛同し、その名簿が添付されていました。しかし、請願の審査を前に、ある重大な問題が浮上しました。

（裏面へ続く）

### 朝来市創生の会

会員議員は  
成長環境を保持し  
議員としての  
当たり前の努力を  
惜みず  
議会活動の充実を  
目指します



森下 恒夫



嵯峨山 博



藤原 正伸



松井 道信

## 関議員の行動と、指摘された問題点

関議員は、請願に賛同した市民の一部を戸別訪問し、「署名を撤回するように働きかけた」とされています。関議員はこれを、「正しい情報を提供するため」と説明していますが、百条委員会の調査では、以下の点が問題として指摘されました。

### 1. 請願権の侵害

憲法第16条および請願法第6条は、請願権の自由な行使を保証しています。しかし、関議員が賛同者に接触し署名内容を確認した行為は、心理的圧力を与え、請願権の自由な行使を妨げた可能性があります。また、関議員は個人的な意見に基づいて請願内容を批判しながら賛同者を訪問しており、請願の正当性を不当に損なおうとする意図があったとみられます。これらは請願者および賛同者の意思を軽視し、市民の自由な意思決定に干渉する行為であり、地方自治制度の根幹を揺るがすものです。

### 2. 議員としての権限逸脱

議員は議会内での正式な審査過程を通じて請願を議論する責務を負いますが、関議員は戸別訪問により請願内容を否定する発言を繰り返しました。これは議会全体で公平に審査すべき請願を、議員個人の裁量で操作しようとしたものとみなされます。議会の中立性と請願審査の透明性、公平性を損なうもので、議会のルールを無視する権限逸脱の行為です。

### 3. 個人情報の目的外利用

朝来市議会の個人情報保護条例では、市議会が保有する個人情報の、保有目的以外の利用を禁止しています。関議員が請願賛同者の名簿を使用し、戸別訪問を行ったことは、この条例の規範に違反するものです。

## 主張の不当性

関議員は、「賛同者が請願の内容を正しく理解していないと考え、正確な情報を伝えるために訪問した」と主張しています。また、「名簿は議会で公開されている情報であり、非公開情報ではないため、利用に問題はない」とも述べています。

しかし、戸別訪問の違法性は百条委員会が指摘するとおりです。請願権は、住民自治の基礎を支える重要な権利です。憲法第16条に明記されているとおり、誰もが平穏に、自由に意見を表明することができます。この権利が脅かされることは、市民参加による健全な住民自治の土台を揺るがすこととなります。請願権の尊重が求められる所以です。近時の裁判でも、署名者に対して直接問い合わせる行為自体が、署名を撤

回させる圧力となり得るもので、またその結果、署名を集めることが困難になり、将来の請願権の行使を萎縮させることから、請願権の侵害に該当すると指摘されています。

また、名簿が公開資料として議会において閲覧可能であったとしても、その情報を保有目的以外に取得・利用することが適正であるとは限りません。個人情報保護条例の趣旨は、個人情報の取扱いを厳格に規制し、個人の権利利益を保護することにあるため、関議員の名簿の利用が本条例に違反することは明らかです。名簿が議会で公開されていることをもって自由に利用できるという関議員の主張は、条例の趣旨に反しており、正当とは認められないとされました。

百条委員会の報告を受け、関議員に対する議員辞職勧告が決議されましたが、その審議中の関議員の発言をめぐり、懲罰動議が出されるに至りました。

## 問われる議員の姿勢

本件は、思慮を欠いた議員の行動が、市民の「請願権」を脅かした事案ですが、それを正当化するために本会議で述べた発言は、請願者を不当に貶める内容で、請願者にとっては自分たちの活動が批判され、信用を傷つけられる「侮辱的」なものでした。これは議会の議論において「無礼な言葉」の使用を禁じる地方自治法に抵触し、議会の品位を失墜させる行為に他なりません。

また、請願者側に問題があると主張して自己の正当性を強調することに腐心しているように見受けられます。しかし、誤った行動を省みず、謝罪の機会を逃し続ける姿勢は、議員としての適性に欠けると言わざるを得ません。ましてや、その責任を請願者に転嫁し、自らの正当性のみを主張する態度は、果たして議員としてふさわしいものと言えるでしょうか。

## 共に考えていただきたいこと

本件を受け、現在、議会では懲罰委員会において審査が進められています。

議会の本質は「対話と合意形成」であり、その成立には、議員一人ひとりが誠実な態度で対話に臨むことが不可欠です。問題が指摘された際には、真摯に受け止め、適切な改善策を講じる姿勢が求められます。「悪いことは悪い」と認め、謝罪し、改善に努めることこそが、市民の信頼に応える道ではないでしょうか。その基本的な姿勢すら持てないのであれば、議員として市民を代表する資格はないと考えます。

私たちは、健全な議会運営を維持するため、引き続き議論を深めてまいります。

